

2026 年度事業計画

2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

1. 基本方針

日本ツーバイフォー建築協会においては、1976 年の創立以来、枠組壁工法建築の普及及び技術向上等に関する取り組みを進め、これまで 350 万戸を超える住宅着工実績を積み重ねてきた。

創立 50 周年を迎える 2026 年度においては、あらためて会員各社への支援の充実を図るとともに、ツーバイフォー建築のさらなる普及と需要拡大のため、これに資する技術開発、市場開拓等を進める。また、人材の確保や災害時の住宅供給等、各種構造的課題や社会貢献に関する分野にも着実に取り組むこととする。

一方、我が国の住宅をめぐる状況は、人件費や資材の高騰による建設費の上昇、住宅ローン金利上昇のおそれ、地球温暖化抑止のための取り組みの重要性の高まりなど、諸課題に直面している。同時に、人口の減少と高齢化など、構造的な懸案を有している。

2025 年度の新設住宅着工戸数は、約 71 万戸と対前年同期比で約 12.9%減と昨年から大きく転じての減少となった。ツーバイフォー住宅の着工戸数は約 8 万 8 千戸であり、対前年比で約 10.8%減となったものの、全住宅着工に占めるシェアは 12.4%と、対前年度比で約 0.3 ポイント増加した。

このような状況をふまえ、当協会として次の各項目を中心に、本部と支部が連携協力し、社会から期待される事業を着実に進めることとする。

(1) ツーバイフォー建築の市場拡大と受注体制構築の検討

木造の集合住宅の出現、木造のオフィスの登場など、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」の令和 3 年施行等を背景に、非戸建て住宅分野における木造化の推進が見られる。このような状況を足がかりに、集合住宅、福祉施設、事務所、宿泊施設、商業施設等を対象にツーバイフォー工法による建築の市場開拓

を進め、需要の拡大につなげる。同時にこのような取り組みを考える会員への支援を進める。

また、大規模な案件に関し、1社では受注できないものの、複数社で対応可能な案件に関し、協会が斡旋等を担うことで受注につなげる体制等について検討を行う。

(2) 人材の確保・育成

業界の喫緊課題である技能者不足に対応するため、各種講習会の拡充、学生向けプログラムの実施、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用支援等を進めるとともに、特定技能外国人受入れ制度への対応を強化する。

(3) 法改正への対応等を始めとする会員支援の拡充

会員各社にとってのメリットを技術支援、人材育成支援、情報提供等の観点から一層明確化し、実感できる形で拡充する。特に、法改正・税制改正・補助金等の最新情報を迅速・的確に提供し、会員企業の競争力向上に寄与する。

(4) 技術開発の推進・技術基準の整備

ツーバイフォー工法の性能向上、施工性向上等を目的とし、中大規模木造への展開も視野に、CLT等との混構造技術の開発、パネル工法の普及、既存大臣認定の合理化、床遮音工法の開発など、中堅規模会員各社にとっても経営の向上に資する技術開発を推進する。

また、建築基準法・建築物省エネルギー法の改正内容に対応した緑本（枠組壁工法設計指針）等の改訂、講習会の実施、技術資料の整備を進め、高度化する設計・審査・施工ニーズへの対応力を高める。

(5) ツーバイフォー建築の普及・広報

2024～2026年度の「50周年事業」を総仕上げする年度として、50周年記念誌の制作、公式Instagramによる事例発信、一般消費者向けの工法認知度向上策、会員への迅速な情報提供など、多面的な広報活動を展開する。工法の性能・魅力・施工性・コストメリットをわかりやすく伝え、需要喚起と会員企業のブランド価値向上に資する。

(6) 災害時の住宅供給（仮設住宅建設）への取り組み

災害時に即応できる体制を確立するため、全国的な協力体制の整備、各ブロック単位での体制構築、自治体との協定締結の促進を進める。ツーバイフォー工法の迅速施工性・品質安定性を活かし、災害対応住宅分野で社会的役割を果たすことを目指す。

(7) リフォーム事業の推進

最新のリフォーム支援事業内容の把握と周知を図るとともに、リフォームへの取り組み手法等の講習会を実施する。

(8) 財務の健全化

協会として、会員メリットをさらに明確化し、積極的な事業実施を進めるとともに、会費の改定検討、会員数拡大、収益事業の可能性検討などを通じ、協会の財政基盤を強化する。会費体系の最適化と新規会員獲得により、安定した協会運営を実現する。

(9) 住宅生産団体連合会等との連携

当協会は住宅投資促進のための経済対策、税制対策について住宅生産団体連合会と連携して要望活動を行い、その結果、与党が取りまとめた2026年度税制改正大綱には、住宅ローン減税の延長や床面積要件の緩和、中古住宅への適用拡充などが盛り込まれた。

2026年度においても、住宅生産団体連合会等と連携し、必要な活動を行う。

2. 本部事業

(1) 総務・工法普及に関する事業

① 「ツーバイフォー50周年事業」の推進

2024年度より3か年で実施している「ツーバイフォー50周年事業」を推進し、ツーバイフォー工法のより一層の普及・発展を図る。2026年度は主に以下の事業を実施していく。

ア 広報活動

一般消費者に向けた情報発信力を高めるために開設した協会のInstagram公式アカウントを活用し、会員の建築事例紹介や最新のツーバイフォー関連情報の投稿等により、工法認知度の向上を図る。また、会員各社のショールーム・事務所

などにおいて、引き続きツーバイフォー50周年のポスターやパンフレット（「2×4 STORY」）を利用した告知活動を展開し周年事業の周知を図る。

イ 周年記念誌及び記念冊子の配付

ツーバイフォー工法及び協会の50年間のあゆみ等について纏めた周年記念誌を制作、配付するとともに、前年度に制作した『日本のツーバイフォー建築の歴史』の冊子を広報資料として活用し、周年事業の広報を積極的に推進する。

ウ 建築視察研修会の開催

『日本のツーバイフォー建築の歴史』の冊子に掲載した、歴史的ツーバイフォー建築物を訪ねる研修会を開催し、会員各社の人材育成を支援する。

② 会員への情報発信

ア ホームページ、メールマガジン、会報誌のそれぞれの特性を活かしつつ、適時適切な情報を会員に提供する。

イ 機動的な情報提供のためメールマガジンの臨時便やホームページの「協会からのお知らせ」等を積極的に活用する。

③ 渉外活動

住宅生産団体連合会の各種委員会等への参画により、最新の住宅関連情報等を収集・発信し諸課題に取り組むとともに、住宅政策への提言・要請等を行う。

④ 総務関連事業の遂行

ア ツーバイフォー工法による住宅及び施設系建築の着工動向を把握し、広報活動や政策要望等の基礎資料とするため、引き続き「ツーバイフォー建築着工動向調査」を実施する。

イ 政府や地方公共団体等が住宅政策・支援策の企画立案の基礎資料とすることを目的に実施する各種調査に協力する。

ウ 業務フローの点検、見直し等により業務の効率化と経費節減を図り、引き続き健全な財務体質の確保に努める。

エ 災害時の住宅供給に即応できる体制を確立するため、全国的な協力体制の整備、各ブロック単位での体制構築、自治体との協定締結の促進を進める。

オ 会員の意見交換の場として「次世代を担う経営者座談会」を企画し、会員の交流の促進ならびに会員の経営等の参考となる座談会としていく。

(2) 技術の研究開発及び技術基準の整備等に関する事業

- ① 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」2025年度施行への対応

法改正による申請業務の変更に伴い、確認申請審査期間等の状況を把握し、必要に応じて対応策を検討する。

- ② 大規模1時間耐火構造の床版の防火仕様及び遮音仕様の合理化

北米では標準的な仕様の湿式遮音システムを参考に遮音仕様の合理化を検討し、同時に遮音材の防火性能を活用し防火被覆の削減を検討する。第一段階として北米等の事例の調査・研究を行い遮音仕様の検討を進め、最終的に中層大規模物件の床構造の合理化を図る。

- ③ CLTを枠組壁工法の下層に用いた中層枠組壁工法の構造の合理化

「中高層・施設系建築委員会」及び「CLT+2×4立面混構造実用化委員会情報共有分科会」を中心に昨年度取りまとめた成果の実用化を検討するため、法改正の要否、実用段階に必要な資料等を作成する。

- ④ パネル工法について（生産・施工システムの合理化）

引き続き「コンポーネント・流通分科会」を通じパネル工法普及のため、工法改善点の検討を行い、必要に応じてパネル基準の改定等を行う。

- ⑤ 「枠組壁工法建築物設計の手引・構造計算指針」の改訂

改訂方針は先行して作成した仕様規定の改定に対応した「確認申請審査・申請マニュアル」の内容を掲載する。また、一般的な改訂事項に加え、下記の重点項目を検討する。

ア「構造計算指針」に掲載している計算による耐力壁設計法について、高倍率耐力壁に関する利用方法の検証を行い、運用方法等の見直しを行うと共に高倍率耐力壁設計に対応するため、面材種・枠組材樹種等の追加を行う。また、これに必要とされる要素試験、耐力壁試験等を継続して実施する。

イ 中高層建築物の内4～6階の構造計算がルート3からルート2へ合理化されたため計算法の解説資料、及び混構造における剛性率の緩和に関する解説資料の作成を行い「構造設計指針」に掲載する。

⑥ 「枠組壁工法建築物 耐火構造設計 設計・施工の手引」の改訂

4階以上9階までの上階から4層未満に新設された1.5時間耐火構造の防耐火基準の対応方法及び今後取得予定の1.5時間耐火構造の大臣認定利用方法の解説を作成に取り組む。また、既存の1時間耐火構造の内容の整理を行い、改訂の準備を行う。

(3) 設計・施工の品質向上等に関する事業

① 技能者の育成等支援

ア 建設キャリアアップシステム及び特定技能外国人制度について、建築大工に関して会員が円滑に利活用できるよう、関係団体と連携を図りつつ適正な運用等の確保に努める。特に、会員数が増加傾向にある「特定技能外国人受け入れ特別会員制度」については、会員の人材確保支援策として一層の普及を図る。

イ 「枠組壁建築技能士」資格取得推進のための支援ツールの充実化を図る。テキストの最新版及び実技演習VTRを使用し、事前講習会を実施する。また外国人技能者への支援として作成しているVTR及びテキストの外国語版もさらに充実を図る。

ウ 外国人受け入れを計画する会員のために、インドネシア国内にて、日本語教育および技術指導による特定技能外国人育成を計画する。

エ 優秀フレイマー表彰を継続実施するとともに協会内外に向けて資格取得のメリットを発信し周知を図る。

② リフォーム事業の推進

ア ツーバイフォー住宅のリフォーム事業に新規参入する事業者向けに、技術ポイント解説の講習会を実施する。

イ 営業担当者への支援として、支援事業内容解説と具体的なリフォームへの取り組み手法の講習会を実施する。

ウ 関連団体との連携により、省エネリフォームや断熱改修の最新セミナー等の情報を会員へタイムリーに提供する。

エ 既存住宅、増改築住宅に関わるカーボンニュートラル関連情報と建築物省エネ法関連の最新情報を収集し情報提供を図る。

③ 労働安全衛生活動の推進

労働災害撲滅を目指し、労働災害発生状況報告書の作成、現場安全巡視及び安全ポスターの制作・頒布などを継続実施する。

(4) 環境対策に関する事業

① 省エネルギー対策等の推進

ア 2021年度策定の「第四次環境行動計画」の推進で会員の環境対策への取り組みの周知を図る。

イ 2050年カーボンニュートラルに向け、関連情報と建築物省エネ法関連の最新情報を収集し情報提供を図る。また、東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームにも参画し、会員に最新情報を提供していく。

ウ 「みらいエコ住宅 2026事業」に関する最新情報を収集し、会員への情報提供を図る。

② 廃棄物適正処理の普及・啓発

ア 住宅生産団体連合会等関連団体が開催する廃棄物適正処理等に関する委員会や講習会等の最新情報を会員に提供する。

イ リフォームや改修工事等、石綿含有建材やフロンガス、太陽電池等の適切な廃棄・処理等カーボンニュートラルに関連する最新情報を収集し情報提供を図る。

③ クリーンウッド法への対応

2023年に改正されたクリーンウッド法の施行に伴う最新の情報収集と情報提供を図る。

(5) 部資材に関する事業

① 関連部資材等の情報発信と地域材活用の推進

ア ホームページで会員各社が扱うツーバイフォー関連部資材等に関する情報紹介を継続実施する。

イ 協会ホームページ内の「コンポーネント会社情報」で、全国のコンポーネント会社の事業内容を詳細に紹介する。

(6) 瑕疵保証等に関する事業

ホームページやメールマガジンで、特定団体住宅保険のメリットや各保険会社の商品情報などの発信をする。各保険会社と協力体制を取り、会員に対し事故防止策の啓発や保険商品の紹介を積極的に実施していくことにより、団体保険利用の増加に努める。また、会員支援として地盤保険及び法人向け集団扱い損害保険制度の紹介を推進する。

(7) 講習会等に関する事業

資格登録講習会、最新情報・知識取得講習会、基本知識取得講習会、設計・施工スキル向上講習会、WEBセミナー及び次世代の若者の知識・興味を喚起する学生向けの出前講座等を引き続き実施する。

① 資格取得講習会

ツーバイフォー工法の設計・施工に係る品質確保を的確に図るために、枠組壁工法耐火建築物設計者(耐火設計者)、自主工事検査員、耐火構造検査員、瑕疵保険の団体検査員の各資格を取得・登録するための講習会を実施する。

② 最新情報・知識取得講習会

営業や技術系に役立つ最新情報、知識取得の講習会を実施する。

③ 基本知識取得講習会

主に新入社員、職種変更、キャリア採用者を対象に、ツーバイフォー工法の特徴をわかりやすく解説する以下の講習会を実施する。

ア 基本セミナー

ツーバイフォー工法の特徴や営業トークに活かせる長所取得を目的として新入社員をはじめとする幅広い方々に学んでいただく。

イ 設計施工講習会

設計・施工の基礎知識取得を目的とした講習会。

ウ 技術ポイントセミナー

枠組壁工法のリフォーム事業あるいは耐火建築に関する業務に新たに携わろうとする方に対し、技術的な注意点等を紹介する講習会。省エネリフォームなどポイントを、設計編と施工編に分けて紹介。

④ 設計・施工スキル向上講習会

実務に携わる技術者・技能者がその職務経験・能力に応じテーマ別に専門的スキルの習得と向上を目指していただくための講習会。

ア 設計実務者講習会

設計者のスキルアップを目的とする。従来の3回シリーズから5回シリーズにリニューアルし、法改正に対応した講習会として実施する。

イ 技能検定事前講習会

「枠組壁建築技能士」を目指す技能者を支援するために実施する実演講習会。

ウ 施工者・監理者支援プログラム

耐火建築物の施工に関して、大臣認定および告示に沿った施工方法、注意ポイントを事前に講習する。

エ 施工実務者基本講習会

施工現場の品質を確保するために必要な実務知識を修得するための講習会

⑤ WEB セミナー

WEB を利用し、場所や日程の制約を受けることなく受講できる以下のセミナーを実施する。

ア ツーバイフォー工法の構造設計に関する知識・技術を習得できるセミナー

イ ツーバイフォー基礎知識習得セミナー

ウ リフォーム基礎知識習得セミナー

⑥ 学生向けプログラム

建築を学ぶ学生等にツーバイフォー工法や関連企業の活動について興味と知識を持っていただくために、工業高校や大学等の関係学科の協力を得て、出前講座、建築現場見学会等を開催する。

3. 支部事業

◆北海道支部

(1) 支部運営方針

北海道における 2025 年の新設住宅着工数が前年を下回る結果となり、住宅産業を取り巻く環境は厳しさを増し、北海道の業界から見れば、土地価格は落ち着きを取り戻しつつあるが、建築資材価格や人件費などは高騰しており、コスト増が続いている。

また、昨年 4 月から施行された建築基準法の 4 号特例廃止と省エネ基準の義務化によって、確認申請審査の遅れが見られ、未だに長期化は解消されず、着工や工期に大変な影響が出ており、住宅市場の冷え込みに加え、事業者にとって厳しい状況が続く。新設住宅着工数の減少が全国および北海道において重くのしかかり、先行きの不透明感を払拭することは難しく感じるが、住宅市場においては、2050 年のカーボンニュートラルに向けて既存住宅の省エネ化を進めるべく、国のストック市場への予算が強化されている。このような環境のもと、現状に留まることなく今が新たな時代への大きな転換点と捉え、住宅に留まらず、非住宅分野での用途拡大が進んでいる現状をさらに推進し、ツーバイフォー工法のさらなる普及拡大を目指すと共に北海道支部の活性化を図る。

(2) 支部重点課題

新規会員獲得と非住宅分野へのツーバイフォー工法普及

(3) 総務・広報・会員交流に関する事業

- ① 総会、幹事会の運営
- ② 外部団体（官公庁、関連機関）との交流
- ③ 応急仮設住宅対応に向け、北海道庁との協定締結
- ④ 新規会員勧誘活動
- ⑤ 協会・支部 P R（新聞、業界誌掲載等）・支部ホームページの拡充

(4) 会員企業への、制度・工法・技術等の法普及に関する事業

- ① 協会活動の活性化、ツーバイフォー工法 P R
- ② 本部事業の運営及び推進
- ③ 本部主催講習会への協力
- ④ 支部主催講習会の検討、実施

◆東北支部

(1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法の優位性（耐震性、気密性、耐火性など）を市場に訴求し、工法の普及に努めるとともに会員企業同士の情報交換の場を提供する。

また、中高層・施設系建築物の木質化によるメリットをアピールし、会員企業が積極的に取組めるよう情報提供を行う。

(2) 支部重点課題

- ① 各講習会・情報交換会などを通じて会員同士の交流を促進
- ② 地元工務店、設計事務所への協会加入促進を行い、会員数増加を目指す
- ③ 木造中高層・施設系建築物への取組み促進
- ④ 国産材活用のためのサプライチェーンの整備

(3) 総務・広報・会員交流に関する事業

- ① 支部定時総会、幹事会等の開催
- ② 50周年事業の開催
- ③ リーフレット等の配布
- ④ ホームページ、SNSによる情報の発信

(4) 会員企業への、制度・工法・技術等の法普及に関する事業

- ① 技能検定試験合格を目的とする事前講習会の実施
- ② 本部主催講習会の周知

(5) 会員企業の人材確保・育成等に関する事業

- ① 大工育成セミナー（働き方改革、CCUS、特定技能外国人制度解説など）の実施
- ② 資格登録講習会への参加促進

(6) 上記以外の取り組み

- ① 中・大規模木造建築物視察
- ② 災害時の仮設住宅供給体制の整備

◆北陸支部

(1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法に関する調査研究と開発の推進及び各界各層での認知度の向上に努める本部の活動の情報共有し、一般ユーザー及び会員へのサービスの向上を図る。

(2) 支部重点課題

- ① 能登沖地震での災害復興支援活動に率先的に参加し、復興を目指す。また活動で得た知識を基に今後の復興支援活動につながる情報を共有する。
- ② 地元の工務店、設計事務所、協会理念に同意いただける企業様等にツーバイフォー協会への加入の勧誘を行い、会員数の増加を目指す。
- ③ 国産ツーバイフォー材の普及に向けて、製材会社と協議。国産材の精度、歩留りの利点等も協力してPR協力実施

(3) 総務・広報・会員交流に関する事業

- ① 在来工法メーカー地方ゼネコンへのツーバイフォー工法建築普及PR
- ② 紹介リーフレットの配布「2×4は耐震性に自信があります」「ツーバイフォー工法施設系建築ガイド」「子育てグリーン住宅支援事業の概要」「ツーバイフォーオープン化50年」リーフレット等の配布

(4) 会員企業への、制度・工法・技術等の法普及に関する事業

- ① 各会員社内スタッフに対して、枠組壁工法を深く知るための勉強会等を本部主催のWEBセミナー活用し認知度向上を目指す。
※大工育成セミナー
(働き方改革、CCUS、特定技能外国人制度解説など)
- ② その他、WEBセミナー以外の支部活動を実施
※災害復旧支援活動に適したツーバイフォー工法に関する講習会実施
(コンテナハウス・トレーラーハウス含む)
- ③ ツーバイフォー非住宅構造見学会
- ④ LVL、NLT、CLT、トラス構造勉強会

(5) 会員企業の人材確保・育成等に関する事業

- ① 現場管理者向け・大工職人育成や枠組壁技能講習会の開催及び大工職人への国家検定受験の推進ならびに事前講習会の開催
- ② 特定技能外国人雇用サポート研修の実施
- ③ 実習生採用状況の視察実施

(6) 上記以外の取り組み

① コスト低減・設計外注のサポート

設計積算業務の国外外注化による人材確保及びコスト改善のための勉強会実施

② 営業研修

- ・最新のWEBマーケティングセミナー（ホームページ、SNS等）
- ・ファイナンシャルプランナーによる資金繰りセミナー
- ・インテリアコーディネーターによる内外コーディネートセミナー
- ・外構デザイン力をアップするランドスケープデザイナーセミナー
省エネ性能・その他研修

③ オフサイト建築、トレーラーハウス施設視察

◆東海支部

(1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法の基本性能と品質の高さ、工期面、コスト面でのメリット、リフォームのしやすさといった長所をアピールし、会員会社の営業優位性を助勢する。

ツーバイフォー工法は省エネ性、品質の安定性、環境性能に加え、木材を使うことによる物理的・心理的な快適性をも兼ね備え、戸建て・住宅にとどまらず、中高層・施設系建築にも展開可能であることを強く訴求する。

(2) 支部重点課題

- ① 「ツーバイフォー50周年事業」
- ② 「ミッション100」新規入会会員の獲得。会員数100を目指す
- ③ 既存の会員がメリットを感じられる活動とサービスの提供
- ④ 新しいビジネスモデルの着想になるような勉強会、交流会の企画

(3) 総務・広報・会員交流に関する事業

- ① 支部定時社員総会、新年賀詞交歓会、幹事会等の開催
- ② 新規入会会員の勧誘等会員の拡大に関すること
- ③ 愛知ゆとりある住まい推進協議会等地域行政機関主催による各種会議への参画と事業協力
- ④ 地域行政機関及び他団体の主催する講習会の開催等に関する情報伝達

(4) 会員企業への、制度・工法・技術等の法普及に関する事業

- ① 枠組壁工法耐火建築物設計者講習会の開催
- ② 省エネ関連、環境関連の講習会の開催

(5) 会員企業の、人材確保・育成等に関する事業

- ① DX、AI関連の講習会の開催
- ② 営業系、プレゼン力に関する講習会の開催
- ③ 人材育成、能力向上のための講習会の開催、情報提供
- ④ 労働安全に関する研修会

(6) 上記以外の取り組み

応急仮設住宅建設について体制の整備

◆関西支部

(1) 支部運営方針

- ① 関西圏におけるツーバイフォー工法建物の供給シェアを拡大すること。
- ② 会員同士が支部の活動を通じて結びつき、各々のビジネスが拡大すること。
- ③ 関西圏の建築関連の団体や地域のイベントへの参加を通じ、新たな人脈や気づきを得て、当支部運営に活かすこと。

(2) 支部重点課題

三委員会（需要開発委員会、会員活動委員会、技術委員会）それぞれ主体的に活動をし、会員へ有用な情報を提供するとともに、新規会員の入会促進のために、サービスのさらなる充実を検討し実行する。

(3) 総務・広報・会員交流に関する事業

- ① 会員に情報を発信する当支部ホームページの見直しをする。
- ② 本部 50 周年事業に協力し、工法認知度向上に向けた活動を行う。
- ③ 支部の業務インフラを整理して経費抑制に努める。
- ④ 会員交流会に新たな取り組みを検討して実行する。

(4) 会員企業への、制度・工法・技術等の法普及に関する事業

- ① 各講習会を本部と連携し WEB 利用にて会員に受講いただく機会を提供する。
- ② パネル工法を周知するため、会員が運営する工場を視察する。
- ③ 歴史的建造物の見学会・勉強会を実施する。
- ④ 他の団体のイベントに参加・協力することで連携を深める。

(5) 会員企業の、人材確保・育成等に関する事業

- ① 支部ホームページで各社の人材確保につながる情報掲載を検討する。
- ② 会員会社における講習会への参加・協力する。

(6) 上記以外の取り組み

地域へ貢献するために、植林活動にも支部で参加する。

◆広島県支部

(1) 支部運営方針

- ① 高品質で高性能なツーバイフォー住宅をより一層供給するよう取り組む。
- ② 広島県支部の会員数の減少をくい止めるとともに、新規会員の勧誘にも努めていく。

(2) 支部重点課題

- ① 広報・技術両委員会で協力し、学生向け建方実習講習会を広島市立広島工業高等学校の学生を対象に開催して、学生・教職員等にツーバイフォーの工法に興味を持ってもらえるよう取り組む。
- ② 会員企業の技術者の技術力の向上等を図るため、各種講習会を開催し会員の資質向上に努める。

(3) 総務・広報・会員交流に関する事業

- ① ひろしま住生活月間行事に参画
- ② 広島県住宅産業三団体協議会活動に参画

(4) 会員企業への、制度・工法・技術等の法普及に関する事業

- ① 学生向け建方実習の開催
- ② 開催時期 2026年7月23日(木)～25日(土)
- ③ 広報委員会の開催
- ④ 技術委員会の開催

(5) 会員企業の、人材確保・育成等に関する事業

- ① 検査員登録等各種講習会の開催
- ② 本部、広島県、広島市等の講習会及び研修会等を会員に周知

(6) 上記以外の取り組み

- ① 幹事会
原則として、2～3か月に1回程度開催
- ② 定時総会
 - ・2025年度事業報告、収支決算案の承認
 - ・2026年度事業計画及び収支予算案の承認
 - ・任期満了に伴う役員改選について
 - ・開催日：2026年5月8日(金)

- ③ 労働安全衛生に関する件
 - ・広島県建築安全安心マネジメント推進協議会に参画
 - ・広島県低層住宅建築工事安全対策協議会に参画

- ④ すまいづくりに関する件
 - ・ひろしま住まいづくり支援ネットワーク会議に参画
 - ・広島県「減らそう犯罪」推進会議に参画
 - ・広島住まいづくり連絡協議会に参画
 - ・広島県木造住宅生産体制強化推進協議会に参画

- ⑤ 事務所移転に関する件

◆四国支部

(1) 支部運営方針

宣伝広告はこれまで通り WEB サイトをメインに活用し、話題性のある案件や重要な情報はメディアを通じて発信出来るよう働きかけを行い、信頼性や安心度を高め四国地方におけるツーバイフォー工法のさらなる周知やシェア拡大に繋げていきたい。

(2) 支部重点課題

- ① これまでの啓発活動を継続する。
- ② 会員の要望に沿った講習会を開催する。

(3) 総務・広報・会員交流に関する事業

意見交換会の実施

(4) 会員企業への、制度・工法・技術等の法普及に関する事業

講習会に関して会員の方からの要望を聞き、支部総会等の場に取りまとめる。

◆九州支部

(1) 支部運営方針

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会創立 50 周年を迎える 2026 年度において、省エネ性能に優れ脱炭素社会の実現に貢献できるツーバイフォー工法の優位性を広く啓発し交流を深め、新規会員・人材の確保を進めることとする。

(2) 支部重点課題

- ① 支部会員間での交流を深め、新規入会会員増加を目指す。
- ② 近年増加している自然災害に対応できる体制を構築するため、建設会社とコンポーネント会社の連携を深める。

(3) 総務・広報・会員交流に関する事業

- ① 新規入会会員獲得促進
- ② 協会主催講習・研修会の積極的告知を行い費用の補助を実施
- ③ 次世代を担う経営者座談会への参加促進

(4) 会員企業への、制度・工法・技術等の法普及に関する事業

- ① 耐火建築物設計者講習会の受講促進
- ② 検査員登録講習会の受講促進
- ③ 九州内のツーバイフォー建築物等見学会の実施（福岡県予定）

(5) 会員企業の、人材確保・育成等に関する事業

枠組壁建築技能士試験の告知、受験者の募集

(6) 上記以外の取り組み

2026 年度優秀フレイマー表彰候補者の募集

以 上